◎新型コロナウイルス感染症等により経営に影響を受けた事業者を事業規模に応じて支援するための給付金の支給等に関する法律案新旧対照表 ○地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄)(附則第三条関係) (傍線部分は改正部分)

									借別	
年法律第 号)	に関する法律	るための給付金の支給	業規模に応じて支援す	響を受けた事業者を事	染症等により経営に影	新型コロナウイルス感	[略]	法律	#における用語の意義及び備考 この表の下欄の用語の意別表第一 第一号法定受託事務	改
					理することとされている事務	この法律の規定により都道府県が処	[略]	事務	の意義及び字句の意味によるものとする。の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法定受託事務(第二条関係)	案
						〔新設〕	[略]	法律	備考 この表の下欄別表第一 第一号法	現
							[略]	事	の意義及び字句の意味によるものとする。の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法定受託事務(第二条関係)	行

	- I	447		(国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなけれ (国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しな	る経費	(国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費) 第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。 三十六 新型コロナウイルス感染症等により経営に影響を受けた事業者を事業規模に応じて支援するための給付金の支給に要する経費	野 で要する経費) に要する経費) に要する経費) に要する経費) を地方公共団体相互 を対に掲げるものに を対に掲げるものに を対に掲げるものに
がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなけれ (国がその全部	がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなけれ (国がその全部	がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなけれ (国がその全部	がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなけれ (国がその全部		事業者を事業規模に応じて支援するための給付金の支給に要する、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負ち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負ち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負ち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負ち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負ち、の一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一		
がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなけれ(国がその全部	がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなけれ(国がその全部)	がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなけれ(国がその全部	がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなけれ(国がその全部		事業者を事業規模に応じて支援するための給付金の支給に要す 第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事 第十	ならな	らない事務に
ならない事務に要する経費) ばならない事務国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなけれ (国がその全部国がその全部	ならない事務に要する経費) ばならない事務国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなけれ (国がその全部	ならない事務に要する経費) ばならない事務国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなけれ (国がその全部	ならない事務に要する経費) ばならない事務国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなけれ (国がその全部	ならない事務に要する経費) はならない事務に	 業者を事業規模に応じて支援するための給付金の支給に要する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全担、一三十五 [略] 一六 新型コロナウイルス感染症等により経営に影響を受けたで、	十条	
十条(地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事)第十条(地方公共ばならない事務に要する経費) ばならない事務(国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなけれ (国がその全部	十条(地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事(第十条)地方公共ばならない事務に要する経費) ばならない事務(国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなけれ (国がその全部	十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事 第十条 地方公共ばならない事務に要する経費) ばならない事務(国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなけれ (国がその全部	十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事 第十条 地方公共ばならない事務に要する経費) ばならない事務(国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなけれ (国がその全部	十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事 第十条ばならない事務に要する経費) ばなら	業者を事業規模に応じて支援するための給付金の支給に要する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全地では一部を負担する。担一六一一一一一こ一こ一こ一こ一こ一ここ <td>であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務</td> <td>地方公共団体相互の</td>	であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務	地方公共団体相互の
務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のう 務であつて、国十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事 第十条 地方公共ばならない事務に要する経費) ばならない事務(国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなけれ (国がその全部	務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のう 務であつて、国十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事 第十条 地方公共ばならない事務に要する経費) ばならない事務(国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなけれ (国がその全部	務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のう 務であつて、国十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事 第十条 地方公共ばならない事務に要する経費) ばならない事務(国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなけれ (国がその全部	務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のう 務であつて、国十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事 第十条 地方公共ばならない事務に要する経費) ばならない事務(国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなけれ (国がその全部	務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のう((務であ十条)地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事(第十条)ばならない事務に要する経費)	応じて支援するための給付金の支給に要すイルス感染症等により経営に影響を受けた 一	その円滑な運営を期するためには、なお、	その円滑な運
ち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負 ち、その円滑な!務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のう 務であつて、国十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事 第十条 地方公共ばならない事務に要する経費) ばならない事務(国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなけれ (国がその全部	ち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負 ち、その円滑な1務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のう 務であつて、国十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事 第十条 地方公共ばならない事務に要する経費) ばならない事務(国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなけれ (国がその全部	ち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負 ち、その円滑な1務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のう 務であつて、国十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事 第十条 地方公共ばならない事務に要する経費) ばならない事務(国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなけれ (国がその全部	ち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負 ち、その円滑な1務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のう 務であつて、国十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事 第十条 地方公共ばならない事務に要する経費) ばならない事務(国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなけれ (国がその全部	ち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負 ち、そ務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のう 務であ十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事 第十条ばならない事務に要する経費) ばなら	応じて支援するための給付金の支給に要すイルス感染症等により経営に影響を受けた	担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全	担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費
担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全担する必要があち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負ち、その円滑な活務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のう 務であつて、国十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事 第十条 地方公共ばならない事務に要する経費) ばならない事務(国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなけれ (国がその全部	担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全担する必要があち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負ち、その円滑な活務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のう 務であつて、国十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事 第十条 地方公共ばならない事務に要する経費) ばならない事務(国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなけれ (国がその全部	担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全 担する必要があち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負 ち、その円滑な1務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のう 務であつて、国十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事 第十条 地方公共ばならない事務に要する経費) ばならない事務(国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなけれ (国がその全部	担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全担する必要があち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を角ち、その円滑など務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のう務であつて、国十条地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費) ばならない事務はならない事務に要する経費) ばならない事務に関係がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなけれ (国がその全部	担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全担ち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負ち務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のう務十条地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事第十ばならない事務に要する経費)	者を事業規模に応じて支援するための給付金の支給に要す 新型コロナウイルス感染症等により経営に影響を受けた 〔新設〕 一〜三十五 〔略〕	部又は一部を負担する。	部又は一部を負担する。
部又は一部を負担する。 部又は一部を負担するとのについては、国が、その経費の全 担する必要があち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負 ち、その円滑な別務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のう 務であつて、国社ならない事務に要する経費) ばならない事務に要する経費) ばならない事務に要する経費) はならない事務に要する経費) はならない事務に要する経費) はならない事務に要する経費) はならない事務がある事務の全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなけれ (国がその全部	部又は一部を負担する。 部又は一部を負担するとのについては、国が、その経費の全 担する必要があた。その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負 ち、その円滑などあつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のう 務であつて、国十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事 第十条 地方公共ばならない事務に要する経費) ばならない事務ばならない事務に要する経費) に国がその全部であつて、国の円滑などがある。	部又は一部を負担する。 部又は一部を負担するとのについては、国が、その経費の全担する必要がある。 一部を負担する必要がある事務のうであって、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうであって、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうであって、国際であって、国際であって、国ののでは、なお、国が出力のでは、ない事務に要する経費がある事務のうであって、国にならない事務に要する経費がある。 第7は一部を負担するとのについては、国が、その経費の全額にあって、国際であって、国際であって、国際であって、国際であって、国際であって、国際であって、国際である。 第7は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費がある法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費がある。	部又は一部を負担する。 部又は一部を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全担する必要がある次に掲げるものについては、国が進んで経費を負ち、その円滑な別務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のう務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のう務であつて、国がならない事務に要する経費) がならない事務に要する経費) ばならない事務に要する経費) ばならない事務に要する経費) ばならない事務に要する経費) ばならない事務	部又は一部を負担する。	者を事業規模に応じて支援するための給付金の支給に要す新型コロナウイルス感染症等により経営に影響を受けた		
一〜三十五 〔略〕	一〜三十五 〔略〕	一〜三十五 〔略〕	一〜三十五 〔略〕	一〜三十五 〔略〕	業者	新型コ	(新設)
三十六 新型コロナウイルス感染症等により経営に影響を受けた 〔新設〕 イーー・三十五 〔 新記・その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負 ち、その円滑な関がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全 担する必要がある次に掲げるものについては、国が進んで経費を負 ち、その円滑などがある事務に要する経費 ち、その円滑などは一部を負担する。 第十条 地方公共である次は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事 第十条 地方公共はならない事務に要する経費 おいて、国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなけれ (国がその全部ので、国部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなけれ (国がその全部ので、国部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなけれ (国がその全部ので、国部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなけれ (国がその全部ので、国部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなけれ (国がその全部の大学を)	三十六 新型コロナウイルス感染症等により経営に影響を受けた 〔新設〕 イー・三十五 〔 新記・その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負 ち、その円滑な関する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全 担する必要があるとい事務に要する経費) ち、その円滑なければならない事務に要する経費) ち、その円滑なけるがある事務のう のであつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のう のであつて、国がよりでは、国がその全部では一部を負担する。 第十条 地方公共がある事務に要する経費 おいて実施しなければならない事務に要する経費 はならない事務はならない事務に要する経費 がある。 第十条 地方公共はならない事務に要する経費 がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全 担する必要があるという。 はならない事務はならない事務に要する経費 がある次に関係がある事務のう おであつて、国を負担するという。 第十条 地方公共はならない事務に要する経費 がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全 担する必要がある。 第十条 地方公共に対して実施しなければならない事務に要する経費 がある事務に要するという。 第十条 地方公共に対して実施しなければならない事務に要するという。 第十条 地方公共に対している。 第十条 はいる	三十六 新型コロナウイルス感染症等により経営に影響を受けた 〔新設〕 ー〜三十五 〔 がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事 第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事 第十条 地方公共はならない事務に要する経費) お、その円滑などがある事務のう なであつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のう 務であつて、国治である必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費を負 ち、その円滑などはならない事務に要する経費) おいると、国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなけれ (国がその全部(国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなけれ (国がその全部の全部の全部の全部の主義)	三十六 新型コロナウイルス感染症等により経営に影響を受けた 〔新設〕 でいて、 新型コロナウイルス感染症等により経営に影響を受けた でいて、 国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のう 務であつて、 国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のう 務であつて、 国部文は一部を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全 担する必要がある。 おいまの はならない事務に要する経費 おいまの はならない事務に要する経費 がある事務のう おいまの はならない事務にある事務の がある事務の がある事務の があると、 国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなけれ (国がその全部の人) に関がその全部の人) に関がその全部の人) に関がその全部の人) に関がるの全部の人) に関がる。 に関がるの全部の人) に関がるの全部の人) に関がるの人) に関いるの人)	三十六 新型コロナウイルス感染症等により経営に影響を受けた 「知する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全 担ち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負 ち務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のう 務部又は一部を負担する。 おっと 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事 第十ばならない事務に要する経費) ばならない事務に要する経費) に		業者	